

## お知らせ

### 市外にお住まいの成人式対象者の方へ

市外にお住まいの市出身者（本市の住民基本台帳に現在登録されていない人）で、市の成人式に出席を希望される方は、左記応募フォームから12月22日（月）までに案内状送付をお申し込みください。応募フォームから申し込むことが難しい方は、問い合わせ先までご連絡ください。

※成人式への参加申込は11月以降送付

予定の案内状から別途行つてください。



応募フォームは

### 令和8年小松島市

#### 「二十歳の成人式」(予定)

日時 1月11日(日)

午後1時式典開始

場所 市立体育館(立江町字赤石74番地の2)

対象者 平成17年(2005年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日の間に生まれた方

問い合わせ先  
 市教育委員会生涯学習課  
 教育委員会2階  
 ☎32・2700 /  
 FAX33・1230



市ホームページは  
 ☎shougai@city.komatsushima.jp  
 imai-tokushima.jp

### 野焼きは法律で禁止されています

野焼き(屋外での焼却行為)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除いて禁止されており、これに違反すると罰則として5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。ごみは焼却せず、分別して指定された収集日に出しましょう。

#### 例外的に認められているもの

- 災害の予防、応急対策など
- しめ縄などを焼く、宗教的・風習的なもの
- 農林水産業を営むためにやむを得ないものなど

※これらの例外規定に該当しても、周囲の生活環境に影響をおよぼす場合は指導の対象となる場合があります。やむを得ず焼却するときは、風向きや燃やす量、時間帯を考慮したうえで近所迷惑とならないよう最大の配慮をお願いします。

問い合わせ先  
 市市民環境課 環境・公害担当(市役所1階②番窓口)  
 ☎32・2147 /  
 FAX33・2234

市ホームページは



### 稲わら・もみ殻のすき込みにご協力ください

稲わらやもみ殻は、貴重な有機資源です。

水田にすき込むなど、土づくりに活用し、環境にも人もやさしい米づくりを実践しましょう。

#### すき込みの効果

稲わら・もみ殻の水田へのすき込みは、堆肥の施用と同様に「土づくり」の効果が期待できます。

台風等に伴う大雨の影響により、稲刈り後の稲わらが田や用排水路、道路に流出・散乱するなどの被害が抑えられます。

#### 適した時期と深さ

稲わら等を分解する土壌微生物は、地温が15℃以上で活動が盛んになります。

秋のすき込みは地温の高い10月中旬までに行いましょう。すき込みの深さは、作業効率や酸素の供給を考慮して、5〜10cmの「浅うち」としましょう。

#### 焼却による苦情

毎年、周辺住民から稲わらやもみ殻の焼却により、「煙や臭いで体調が悪くなるので窓を開けられなく」

「洗濯物に臭いがつくので外に干せない」といった苦情が寄せられています。

貴重な有機資源である稲わらやもみ殻は、焼却せずに活用して、環境にも人にもやさしい米づくりを実践しましょう。

問い合わせ先  
 市農林水産課(市役所4階)  
 ☎34・9292 /  
 FAX34・9992

### 「小松島市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています

本市では、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指し、令和6年4月1日から「小松島市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。

この制度は、法的効力が生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして宣誓したことを市が証明する制度です。

#### 宣誓の手続き

宣誓の希望日時を電話で事前予約してください。(原則、希望日の1週間前までに人権推進課までご連絡ください。)

問い合わせ先  
 市人権推進課  
 ☎32・2122 /  
 FAX33・3525

### 「本人通知制度」に登録しましょう

本市では、住民票や戸籍簿本などの証明書を本人以外の第三者に交付した場合に、交付の事実を本人に書面で通知する本人通知制度を導入しています。この制度は、住民票や戸籍簿本などの証明書の不正請求の抑止および不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としています。(証明書を取得した個人等に関する情報は通知しません。)

#### 市戸籍住民課

問い合わせ先  
 ☎32・2112 /  
 FAX33・2234

### 「農業者年金」に加入しませんか

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく「積立方式」です。所得税などの社会保険料控除や、一定の要件を満たす方には保険料が国庫補助されるといったメリットがあります。

加入対象者は、国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する20歳以上65歳未満の方です。